



国際税務

OECD CRS 関連情報

パナマ政府、税の透明性へのコミットメントを表明

2016年4月22日

1. はじめに

パナマ文書流出により、国際社会が課税回避への包囲網を強めている中、パナマ政府は、税の透明性へのコミットメントを表明するとともに、経済協力開発機構(以下「OECD」)が、各国居住者の国外金融口座を利用した租税回避を目的として策定した共通報告基準(Common Reporting Standards: 以下「CRS」)へ参加する意向であることを表明した。

2. パナマ文書とは

パナマにある法律事務所「モサック・フォンセカ」から流出したタックスヘイブン(租税回避地)の金融取引を記した極秘文書、それが「パナマ文書」である。文書にはオフショア金融センターを利用する約 21 万 4000 社の詳細な情報が含まれている。これらの企業の関係者には多くの著名な政治家や富裕層の人々、さらには公的組織も存在するといわれている。2016年4月3日にこの文書の一部が発表された。関連企業・個人リストの完全版は2016年5月初旬に公開されるといわれている。

3. タックスヘイブン

所得に対して一定の税金を納めるのが我が国日本の税制であり、多くの国でも一定の税金を納めるシステムができています。ただし、ケイマン諸島等ごく一部の国では所得税や法人税が無い国もある。一般にそのような国をタックスヘイブンと呼ぶ。

4. 租税回避

具体的な手法はもっと複雑だが、簡単に言うとタックスヘイブンに実体のない会社や団体を作り、送金することによってまったく関係のない会社への支出と

いう名目で資金をプールしておく等の手法で脱税行為を行う。こうしてタックスヘイブンに資産をうまくプールすることによって、マネーロンダリング(資金洗浄)も可能になるといわれている。我が国日本では2013年にも一度問題視されたことがあった。この時、ケイマン諸島だけで日本は世界2位の55兆円もの租税回避を行っていたといわれている。

5. 租税回避防止への取組み

OECDはG20加盟国とともに、国際的な取組みとして以下に記す様々な対策をとっており、今後も強化の方針である。

- 2013年:「BEPS 行動計画」(Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転)を公表
- 2015年8月:タックスヘイブンを利用した企業の過度な節税策を防ぐ税制を全面的に導入
- 2016年:CRSが欧州を含む55の管轄区域で開始
- 2017年:CRSが日本を含む43の管轄区域で開始

アメリカは、外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act of 2009: 以下「FATCA」)の導入により課税目的の情報交換に関して積極的に防止策を取り入れていることから、現時点ではCRSへの参加は表明していない。日本においては、2014年からFATCAに対応しており、その後もマイナンバー制度の導入、2016年10月からの新犯収法対応、2017年1月からCRSに

基づく、租税条約実施特例法令の施行など防止策へ動き始めている。

6. パナマ政府の対応

パナマの副大統領兼外務大臣は公式声明を発表し、同国の「CRS の目標に沿った二国間の自動的情報交換の施行への完全かつ即時のコミットメント」を確約した。

同声明では、パナマがCRS 施行に必要な特別制度を判断するため、現在進行中の担当チームとの国際的な対話に参加する用意があり、その意思を有する。また「CRS 制度に関する話し合いの可能性」を残しているものの、「二国間の自動的情報交換に変わらず完全にコミットし続ける」と述べている。

>>2016年4月14日時点:[OECD 自動的情報交換\(AEOI\)加盟国・地域のリスト](#)(OECD ウェブサイト(英語、PDF))

7. おわりに

パナマ文書流出を発端に各国は本来担うべき納税義務を回避することへの抑止策を進めていこう。また、これにより、CRS への参加国も増加することが予想されている。ただ、タックスヘイブンでの租税回避策等、今回の流出で発覚したのは氷山の一角に過ぎないのかもしれない。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohmatu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohmatu.co.jp
アシスタントマネジャー	五十嵐 寿行	mhisayuki.igarashi@tohmatu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohmatu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax-co	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。